

仕様書

1 業務名

アイヌ昔ばなしアーカイブ動画制作業務

2 履行期間

契約の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3 業務内容

現在、札幌アイヌ文化交流センター展示室内で稼働中の『アイヌ昔ばなし』(以下「現システム」という。)の各種データを取り出し、現システムとは異なる環境でも利用できるようデータ汎用化及び字幕・音声の組み合わせによる動画制作等を行う。

現システムは Microsoft Windows 上で動作する Adobe Flash 形式のアプリケーションで、「パナンペ放屁」「ポンオタストウンクル」「カムイチェブ」の 3 本の昔ばなしが収録されている。

なお、現システムのデータは DVD-ROM または CD-ROM で委託者から提供する。

(1) 映像の取り出し

現システムから、3 本の昔ばなしの動画を MP4 形式で取り出す。

- ・ 可能な限り画面に余白が出ないようにすること。
- ・ 画面サイズは FULL HD を想定するが、それ以外の場合は委託者と協議すること。
- ・ 現システム上で表示されるテロップ、ボリューム、ボタン、タイトル、枠の画像は不要

(2) 音声の取り出し

現システムで流れる、3 本の昔ばなしのナレーション音声(アイヌ語と日本語の 2 種類)を MP3 形式で取り出す。

(3) 字幕の取り出し

日本語字幕を、テキストファイル形式で取り出す。

(4) 動画ファイルの作成・編集

ア 3 本の昔ばなしの動画それぞれとアイヌ語音声、日本語音声を組み合わせ、6 本の MP4 形式の動画を制作する。

イ アで制作したアイヌ語音声の３本の動画に、(3)で取り出したテキストファイル及び別に委託者が提供する英語、韓国語、簡体字のテキストを字幕として組み合わせ、12本の動画ファイルを制作する。

＜作成・編集する動画ファイル：３(1)及び(4)ア及びイ 全21種類＞

動画	音声	字幕
パナンペ放屁①	日本語	なし
パナンペ放屁②	アイヌ語	なし
パナンペ放屁③	アイヌ語	日本語
パナンペ放屁④	アイヌ語	英語
パナンペ放屁⑤	アイヌ語	韓国語
パナンペ放屁⑥	アイヌ語	簡体字
パナンペ放屁⑦	なし	なし
ポンオタストウングル①	日本語	なし
ポンオタストウングル②	アイヌ語	なし
ポンオタストウングル③	アイヌ語	日本語
ポンオタストウングル④	アイヌ語	英語
ポンオタストウングル⑤	アイヌ語	韓国語
ポンオタストウングル⑥	アイヌ語	簡体字
ポンオタストウングル⑦	なし	なし
カムイチェブ①	日本語	なし
カムイチェブ②	アイヌ語	なし
カムイチェブ③	アイヌ語	日本語
カムイチェブ④	アイヌ語	英語
カムイチェブ⑤	アイヌ語	韓国語
カムイチェブ⑥	アイヌ語	簡体字
カムイチェブ⑦	なし	なし

(5) 成果品

成果品として受託者が委託者に提出するものは、以下のとおりとする。完了届は紙文書で、それ以外は任意の媒体に格納して電子ファイルで提出すること。

- ・ 完了届(文書、本市指定様式) 1 枚
 - ・ 制作ファイル一覧(Word や Excel 等文書ファイル) 1 式
 - ・ 音声ファイル(日本語、アイヌ語/MP3 形式) 6 個
 - ・ 日本語字幕(テキストファイル) 3 個
 - ・ 音声なしの動画ファイル(MP4 形式) 3 個
 - ・ 日本語音声の動画ファイル(字幕なし、MP4 形式) 3 個
 - ・ アイヌ語音声の動画ファイル 15 個
- (字幕なし、日本語字幕、英語字幕、韓国語字幕、簡体字字幕/MP4)

4 著作権について

(著作権の譲渡)

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づき受託者が専ら委託者のために新たに創作した成果物（以下「本著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(著作者人格権)

- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(保証)

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (4) 本業務の契約後は、本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生する工業所有権に関する法律により保護を受けられる全ての権利は委託者に帰属

し、本業務の受託者は、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことはできない。また、本業務の受託者は、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、委託者及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らしてはならない。

5 その他

- (1) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (2) 受託者は、定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。なお、本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。事故等により生じた損害の一切は、受託者の責に帰すことのできない事由に基づくものを除き、受託者の負担とする。
- (4) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

6 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係

佐藤 電話：011-596-5961 (札幌市南区小金湯 27 番地)

メールアドレス ainushisaku@city.sapporo.jp